

神仏分離と立山講社

米原 寛*

1. 維新政府の宗教政策

明治新政府は、1868（慶応4）年の官制の発布に際して、神祇官を外国・内国六科の筆頭におき、国家神道・天皇制イデオロギーによる民衆支配の形態をとった。しかしその背景には、幕藩体制下における非宗教的な法度や制度に著しく規制されてきた神道関係者、特に復古神道派の平田派・大国派など国学者や神道家の強い要請があり¹⁾、1868（慶応4）年2月の官制改革において、神祇官が政務機関の筆頭である太政官の上になつたことになった。神道者の強い意向である祭政一致と紙祇官再興は維新政権の公的イデオロギーとなつていったのである。しかし国学者や神道家は倒幕派諸勢力のなかではささやかな周辺の位置しか占めていなかったが、天皇の神権的絶対性を軸にした強力な集権国家建設をすすめるようとする国家路線と巧みに結びついていったのである。新政府側でも幼弱な国家権力のもとで、諸藩や草莽がそれぞれに「公儀」を主張すれば、それは利害百出の無政府状態となり、現実の政治手法は姑息な妥協と旧体制の維持を図るほかはなかった。それ故に新政府は天皇の神権的絶対性を全面に押し出し、天皇というカリスマ的な権威＝威力を困難な政治状況を克服する手段として利用したのである²⁾。事実、神祇官設置に尽力した国学者や神道家は、まもなく「開化妨害の徒」、「時政の暴論を申立」てるものとして弾圧された³⁾。しかし、維新政権が天皇の神権的絶対性を現実のものとするためには、国学者や神道家の掲げた国体論的イデオロギーは不可欠のものとして活用されねばならず、神仏分離と廃仏毀釈は、こうした状況の産物であった。いわゆる神仏分離に係る具体的な歴史事象には、⑦1868～1869年頃、湊川神社など南朝の忠臣や不遇の皇族などを祀る神社の創建や豊太閤社の再興、各地での招魂社の相次ぐ創建などがその一例である。⑧1870～71を中心に、伊勢両神宮の差等を明らかにするとともに、官・国幣社を定め、地方でも府県社－郷社－村社の序列を定めるなど、神社制度の改編整備が進められた。新政府の神々の世界を整序するという一連の政策は、人を神として祀るという御霊信仰としての古い起源に由来するものであり、明治維新时期においては、幕藩

* 富山県 [立山博物館]

体制下においては権力の具体的な掌握の対象にはなっていなかった民衆の来世観や信仰の世界を、国家の政治レベルの秩序のなかへ統合しようとするものであった⁴⁾。しかし一つの社会の宗教体系をすっかり覆す程の変革が、いまだ幼弱な維新政権には荷が勝ちすぎており、と同時にもっと内外の政治に緊急な諸課題を抱えていたため、変革の遂行は勢い急進的な国学者や神道家、また強い影響をうけた人物が進出した社寺や藩などで、仏教への攻撃=廃仏毀釈として展開したのである。例えば近江坂本の日吉山王社では、延暦寺に乱暴を働いた。分離令と国家の威光をバックにして、一挙に日吉山王社の実権を握ろうとしたのがこの事件である⁵⁾。こうした事件は政府の本意にあらずとして、「今日ニ至り社人共俄ニ威権ヲ得、陽ニ御趣意ト称シ実ハ私憤ヲ口シ候之所業」を批判し、神仏分離に際して、「粗暴ノ振舞」を禁じている⁶⁾。

2. 民衆宗教の動向

ところで、こうした神道国教主義の徹底は、一方では民衆の伝統的宗教生活に根本的な変更を迫るものであった。民衆の伝統的宗教生活を破壊していく政策としては、1868年11月に修験道、盲僧などの非定着的下級宗教者の活動が禁止されており、「翌年6月の布告が、「祈禱呪詛ヲ以諸人ヲ誑惑スルノ類堅禁止ノ事、付方位術数ハ神教之主意ニアラス、不可致心得違事⁷⁾」などというのも類似の意味をもつものであり、具体的には1872~74年の修験道廃止、還俗令などによって弾圧されたが、反面1872年以降には「講社」として組織されていった。1872~74年の講社の群生は、民衆を組織する独自の基盤をもたなかった神道家たちが、1871年の神職の世襲廃止・「精選補任」令を利用して伊勢講・富士講などの近世的な講を再編成して、後の神道教派につながる組織をつくりあげることになったのである⁸⁾。明治13年に組織された「立山講社」こうした歴史的な流れの中での産物であった。

しかし講社結成などの流れは、一般的には、現実の信仰生活とのあいだの軋轢が大きかった。たとえば、羽黒修験で著名な出羽三山のばあい、明治のはじめ、神仏分離に際して神祇官の命令で出羽神社がつくられたが、僧侶と修験の力はずよく、神仏分離は表面的なものにとどまっていたが、1873年に平田門下が宮司としてくると、神仏分離が強行されるとともに、膨大な羽黒修験の勢力を、赤心報恩会（のち三山敬愛会）へ再編成しようとした。赤心報恩会は、羽黒修験とそのもとに組織されていた民衆の宗教生活を、全く作り替えようとしていたのである。そのため、僧侶・修験と神社側との軋轢は絶えず、修験たちが神社に押しかける事件なども起こった⁹⁾。講社を組織した神道家と民衆の

宗教生活の実態のズレは、富士講の場合にも顕著にみられた。富士講の御師や先達の立場からすれば、著名な神道家との結びつきによって講社として公認されることは強い希望であったろうが、その宗教活動はすでに長い伝統をもっていたから、造化三神を祀る国家神道的な富士一山講社（のち扶桑教）の教義は、かならずしも広く受け入れられなかった。また、扶桑教に参加した最も活動的な勢力は丸山教であったが、丸山教は民衆宗教としての独自の教義を形勢することによって、関東・東海地域の民衆に大きな影響を与えつつあった。そのため、丸山教はやがて扶桑教を脱退したが、それは扶桑教にとって大きな打撃となった¹⁰⁾。こうした趨勢は、芦峯寺岩峯寺の衆徒の動きにもみることができる。それは立山講社の組織と分裂である。明治13年に結成された「立山講社」は、17年組織改革が行われ、それまで、立山講社は立山雄山神社付属立山講と称していたが、神社から分離独立し、新たに立山教会の通称を命じられた。さらに翌18年には、神道方式によるものは立山教会と改称したが、仏教方式によるものは雄山神社と完全に分離し、表面は富山圓隆寺に付属して比叡山天台宗に属することとなり、比叡山禪定講教会と称した。かくて両教会は対立の度をしだいに深めていった。そして25年になると、立山教会側は、芦峯寺に設立された天台比叡山禪定講の活動内容の違法性を指摘、抗議し、その取り締まりを富山県警察本部に依頼することの可否について富山県当局に諮問している。この事件は、この頃になると近世来の立山信仰における仏教的側面が復活し、いわゆる雄山神社側の神道式の立山信仰がしだいに押されてきたという社会的状況を物語るものであろう。

こうした民衆の宗教生活における具体的な事実は、一方では、神道国教主義とそのもとへの仏教各派の包摂、神道国教主義的な講社の群生などにもかかわらず、民衆の現実の宗教生活がそれ自体独自性をもって存続していることを如実に示すものであり、神道国家主義－天皇制イデオロギーは、民衆の宗教意識の表相しか把握しえていなかったことを物語っている。しかし、他方では民衆の宗教生活は現実の生活規制の中では仏教各派の神道国教主義へ従うことを余儀なくされており、国家の宗教政策にたいして有効な抵抗手段を持ち得ず、神道国教主義－天皇制イデオロギーとは異質なものではありません。全体としては天皇制国家のイデオロギー体系の中に包摂されていったのである¹¹⁾。

3. 立山講社結成の背景

明治維新の嵐は全国に吹きまくった。長い間平和と波瀾との歴史に満ちた芦峯寺でも、

この嵐は避け得るものではなかった。明治2年3月に、金沢藩は社寺方から寺社奉行へ達して、神仏分離の実施をせまった。これは、前年の3月、太政官が「今般王政復古旧弊御一洗在ラセラレ候ニ付キ、諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧ナドト相唱ヘ候輩ハ、復飾仰出サレ候。云々」との布告¹²⁾があったことに加え、更に10月には、「王政復古更始維新ノ折柄神仏混淆ノ儀御廃止仰サレ候。云々¹³⁾」といった太政官の達しを遂行した後の措置とみられる。これによって、長い間親しまれた立山権現の称号を、雄山神社と改め、別当寺の芦峯寺・岩峯寺の全衆徒を復飾させた。こうした激動は、芦峯寺としてはもとより立山としても一大変革であり、一大転機の危機がせまるものであり、ひいては宗教村落としての性格そのものをも崩壊に導く重要性をもっていたのである。神仏分離はやがて廃仏毀釈に及ぶのは時の勢いであった。芦峯寺・岩峯寺は従来のような加賀藩の庇護が断たれ、仏寺としての性格をうしなった中宮寺は、神職に転じた衆徒たちが現存しても、もはや檀信徒の信仰の対象ではもとよりあり得ない。殊に葬儀の際の戸惑いも予想され、2年の7月には村民の檀信徒たちは小又村の龍光寺（曹洞宗）や日中村日置寺（真言宗）などを頼り、いずれも離檀していった¹⁴⁾。ただ村人たちは旧来のとおり雄山神社の氏子たることが認められて異議はなかった。

ところで芦峯寺の廃仏毀釈はかなり厳しいものであり、加えて長らくの藩の庇護に甘え、祈禱寺としての特権に安住していた衆徒たちには俄に惹起する気力も知恵も薄れ、前途の見通しも容易にはつかなかった。すでに神道が国教政策となった上に、富山県では、神主の触頭であった高岡の関守一は平田篤胤流の熱烈な神道理論を唱導しており¹⁵⁾、寺社方の取調係であった森田平次の神仏振分けの調査も手厳しく影響していたようにも思われる。衆徒たちは後年「聖旨に喜服し奉」り「速に復飾」したのに報いられないことがないと慨嘆している¹⁶⁾のは、当時の事情を端的に物語っている。

芦峯寺は廃仏毀釈に際して、立山雄山神社に対して「従来の儀都て御取消し」となった。これにより、加賀前田家の信仰と庇護に安住して来た「立山一山」の衆徒は法的に全く拠り所を失い、現実の結束も瓦解への一途を辿るばかりであった。また衆徒は回向料（葬儀・法要など）及び檀家からの助成の道も断たれ、辛うじて家族の虎口を凌ぐ程度の給米しか残されていなかった。給米とは各社人へ13俵づつの玄米が支給されるものであった¹⁷⁾。加えて、従来は加賀藩の直営で修理されていた神社が神社の自営となったため¹⁸⁾、社人の負担は大変なものとなった。しかも給米も明治4年7月の廃藩置県によりいずれも停止され、神職も廃止され¹⁹⁾、経済的にもいっそう窮乏していったのである。

金沢藩の廃止とともに富山県（後に新川県）が置かれた。その管下に入った雄山神社における神職の待遇も必ずしも従前の如くではなかった。明治6年2月、旧神職は前代

の優遇を県令に訴え、「万機御親裁の御手振の御基、官典の御規則立てさせられ」適切に処理されることを請うた²⁰⁾。しかし現実には、神職全員が解職され、まもなく県下の神職を祠官・祠掌に任じたが、雄山神社の場合は62人のうち祠掌に任じられたのが僅か5人で、6人が他社での奉仕させたのみで、残りの51人の復帰は認められなかった²¹⁾。再度の愁訴によって、僅かに立山室堂の宿泊費や山のガイド料を参詣者から徴収することを認められたに過ぎない²²⁾。

かくて、八方受難が相続く残りの解職させられた神職たちは立山登拝者の宿泊による収入に頼る他はなかったのである。明治5年3月、政府は神社仏閣の地で女人結界の場所は今後これを廃止し登山参詣勝手たるべしと令したことにより、立山登山は女性にも開放され、立山登山者もしだいに増加する傾向にあった。明治10年、芦峯寺村では、対岸の原村から信濃への新道が開設されたのを機に、信州側の登山路になる中の谷で、裏室堂の新築を石川県権令にあてて請願する²³⁾など、山と取組む真剣さは増していったが、これは失職した神職たちの窮余の請願でもあった。

こうした状況下にあってもはや芦峯寺の衆徒たちは、従来の「立山一山」という信仰の宗団組織を続け難く、各坊家はいずれも自力による適職を選ぶより外はなかった。登山者のための宿坊を続けたものは、明治6年頃で僅か6軒ばかり、他は農業、或いは林業・教師・猟師・公吏などに転じてその活路を求めた²⁴⁾。特に岩峯寺村は芦峯寺と異なり平地に臨んでいたので農耕に転ずるものも多く、また交通の便にも恵まれていたため、町に職を求めるものも出てきた。しかし芦峯寺村は山麓の村であり、爾来立山こそが命の源でもあり、従って必死にこれと取り組もうと努めたのである。山小屋の経営やガイド、ポッカがその生業となった。

ところで、江戸時代には加越能三州以外にも配札を認められ、諸国に多くの檀信徒を擁していた芦峯寺衆徒の組織的な活動は、維新と共についえ去ったかに思われたが、明治13年に佐伯五百津らの努力で、登山者の増加に対応するため登山道の整備を図ること雄山神社遙拝所の建設を名目に、旧来の衆徒を糾合した仲間組織の形をとった立山講社の結成がなされた。しかし現実には、荷物人足賃の徴収や旧来の各人の檀那場を各自が分担して配札の傍ら講員を募集していたので、それほど大きな収入にはならなかったと考えられる。事実明治15年7・8月の会計報告では、収入が60円18銭9厘、支出が65円27銭4厘で5円8銭5厘の赤字となり、講社の低調な運営状況を示している。また講社係員14名が講社会計課から合計172円40銭を借金しているのである²⁵⁾。

しかし、こうした立山講社の活動は、東京や名古屋などに檀那場を維持し江戸時代の配札にも似た活動を再開し、立山曼荼羅も新規に制作し絵解きも復活させるなど旧来の

檀那場廻りの伝承に大きな役割を果たしたのである。

註

- 1) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座日本歴史16』) 324頁
- 2) 安丸良夫「日本ナショナリズムの前夜」(『歴史学研究』別冊特集『歴史における民族の形成』) 8~9頁
- 3) 越智通俊『矢野玄道の本教学』107、110頁
- 4) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座日本歴史16』) 326頁
- 5) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座日本歴史16』) 327頁
- 6) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座日本歴史16』) 327頁
- 7) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座日本歴史16』) 330頁
- 8) 中島三千男「明治国家と宗教」(『歴史学研究』413号) 41頁
- 9) 戸川安章『出羽三山修験の研究』第10章
- 10) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座日本歴史16』) 349頁
- 11) 安丸良夫「天皇制下の民衆と宗教」(『岩波講座日本歴史16』) 351頁
- 12) 『法令全書』165 明治元年3月13日布達
- 13) 現行神社法令 明治3年10月18日太政官達
- 14) 「芦峯寺文書286」(『越中立山古文書』)
- 15) 木倉豊信「明治維新と立山の芦峯寺」(『越中史檀』30号) 24頁
- 16) 「芦峯寺文書316」(『越中立山古文書』)
- 17) 「芦峯寺文書303」(『越中立山古文書』)
- 18) 「立山講社仮規則」(芦峯寺雄山神社蔵文書)
- 19) 「教部省達書乙38号 明治7年7月12日」(『宗教制度調査資料』第2巻)
- 20) 『越中古文書』14
- 21) 「芦峯寺文書315・317」(『越中立山古文書』)
- 22) 「芦峯寺文書327」(『越中立山古文書』)
- 23) 「芦峯寺文書325」(『越中立山古文書』)
- 24) 佐伯立光『立山芦峯寺考』
- 25) 『結成金指払目 立山講社会計課 明治十五年從七月至八月』(芦峯寺雄山神社蔵文書)